

第1章 基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

日本国憲法では、すべての国民が性別等に関わりなく、基本的人権の享有や個人の尊重また法の下での平等が保障されています。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を「男女共同参画社会」と定義づけ、その実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

また、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、男女共同参画社会の実現に向け、法整備が進められました。岩手県においては、平成14年に「岩手県男女共同参画推進条例」が制定されています。

平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、この法律により女性活躍推進の計画策定が求められることから、特に企業に対しては、女性の積極的な登用が期待されます。

さらに、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことや、北上市において外国人労働者が増加傾向にあり、同年に「北上市多文化共生指針」を策定したことから、障がい者や外国人などに配慮した環境整備も急務となっています。

北上市では、平成13年に最初の「きたかみ男女共同参画プラン」を策定し、平成23年から現行の「きたかみ男女共同参画プラン（平成23～令和2年度）」により、様々な施策を展開してきました。平成27年度は「きたかみ男女共同参画プラン」の前期5年間の実績を検証し、各種法令及び制度との整合性、社会情勢の変化を踏まえ、「北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携して、中間見直しを実施しました。

平成31年には「年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性及び能力を持つ個人として尊重され、それぞれの違い又は共通点を認め合い、多様な人々が能力を發揮できる調和のある社会」を「多様性社会」と定義し、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指して「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」を制定しました。このことから、プランの中の施策を見直し、条例が目指す姿の実現に向けて、総合的かつ効果的に計画を推進していきます。

2 プランの位置づけ

- (1) このプランは、北上市における男女共同参画と多様性社会の実現のための課題と施策の方向を明らかにするものです。
- (2) このプランは、市民一人ひとりが男女共同参画と多様性社会の実現を自らのこととして考え、家庭・地域・社会等において取り組む際の、また、各種団体や事業者が自主的な活動や事業に取り組む際の基本指針となるものです。
- (3) このプランは、「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」の基本計画として、各分野における施策の体系を明らかにし、計画性、実効性を確保するものです。
- (4) このプランは、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を兼ねるものであります。

3 計画の期間

このプランの期間は、平成23～令和2年度までの10年間とします。ただし、平成27年度に推進状況の検証を行い、基本目標ごとの内容を見直しました。

また、平成31年4月1日に「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」を制定したことに伴い、令和元年度に一部改正しました。

4 北上市の概況とまちづくりの課題

(1) 人口

北上市の人口は、平成17年まで増加で移行してきました。しかし、平成17年に我が国の人口が減少傾向に転じる中、本市でも減少傾向にあります。

また、少子高齢化が進み、令和2年度には老年人口割合が27.5%に上ると予測されており、高齢化社会が進行しています。子育て支援の拡充などによる少子化対策や、一人暮らし高齢者の孤立を防ぐ取り組みが必要とされています。

[表1]北上市の人口の推移と将来人口（予測）

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
(A) 人口合計（人）	91,501	94,321	93,138	93,704	93,170
(B) 0～14歳（人）	14,657	14,436	13,539	12,935	12,271
(C) 65歳～（人）	16,838	19,353	20,747	23,597	25,608
年少人口割合（％） (B/A)	16.0	15.3	14.5	13.8	13.2
老年人口割合（％） (C/A)	18.4	20.5	22.3	25.2	27.5

（資料：「北上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」による。平成27年度は9月末の住民基本台帳による。）

(2) 保健・福祉

少子化の傾向が進む中、子育てにやさしい環境づくりは、北上市の施策に関する市民意識調査の施策の優先度で常に上位に選ばれています。このため、子育て中の家庭や親への支援に向け、保育施設の拡充や地域の子育て機能の充実など、子育てにやさしい環境づくりが必要とされています。

また、高齢人口が増加する中、一人暮らし高齢者も増え、見守りや生活を支える地域のふれあいや助け合い機能の充実が求められているほか、自立支援に向け積極的に社会参加できる環境、安心して仕事ができる環境の整備が必要とされています。

(3) 産業・雇用

北上市は、企業誘致に力を入れ、商工業を中心に発展してきました。しかし、世界的な景気の悪化により雇用環境が急激に悪化したり、東日本大震災後の復興需要により有効求人倍率が高止まりするなど、世界経済や国内経済の全般的な影響を受けやすいことが課題となっています。

景気に左右されにくい多様な産業構造の構築と働きやすい良好な就労環境の整備が求められています。また、景気の回復による人手不足から、労働力の確保と高度技術者の育成も必要になってきています。

また、農林業では後継者不足が問題となっています。農林業者が意欲をもって働くことのできる魅力的な農林業の確立が課題となっています。

[表2]有効求人倍率の推移

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
全国	1.06	1.02	0.77	0.44	0.56	0.65	0.82	0.97	1.11
岩手県	0.78	0.70	0.50	0.35	0.46	0.62	0.94	1.06	1.10
北上市	1.59	1.21	0.55	0.28	0.51	0.81	0.94	1.24	1.56

(資料：北上雇用対策協議会)

(4) 協働のまちづくり

北上市では、協働によるまちづくりを推進しており、地域で活動するNPOなど市民活動がますます活発になっています。

市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、真の豊かさを実感できる地域社会、理想とする地域社会を築くためには、市民、企業及び行政がそれぞれの責任を果たし協力して取組むことや多様な価値観に対応する人材育成が求められています。

5 きたかみ男女共同参画プラン（平成23～27年度）の達成状況と主な課題

平成23年に策定した「きたかみ男女共同参画プラン」では、基本理念を「男女が互いを尊重し、仕事と生活の調和をとりながら、ともに参画するまちづくり」とし、基本目標に「男女共同参画意識啓発の推進」「仕事と生活の調和の推進」「男女がともに取り組むまちづくりの推進」の3つを掲げプランを推進してきました。

前期5年間では、病後児保育施設の設置など子育て支援の施策や、農家における家族経営協定の締結数の増加、「男性は仕事、女性は家庭」という考え（固定的役割分担意識）の変化において成果が見られました。

しかし、仕事と家庭の両立の意識啓発や、市の審議会への女性の参画など政策方針決定への男女共同参画は不十分であり、市民意識調査（平成26年度）では、固定的な性別役割分担意識、男女の不平等感が根強く残っているという結果が出ました。

以上のことから、男女共同参画の意識啓発と、仕事と家庭の両立支援、まちづくりや政策方針決定への男女共同参画を推進するうえで、更に取り組むべき点が明らかになりました。

基本目標ごとの主な指標の達成状況と課題については、次のとおりです。

(1) 男女共同参画意識啓発の推進

男女共同参画講座やホームページ等を使い、意識啓発や情報提供を行いました。

しかし、男女共同参画アンケート（平成27年度）の結果では、社会通念・慣習・しきたりの他、家庭・職場でも男女が平等だと思う人の割合は伸びません。啓発活動を継続し、より実践的な取り組みが必要です。

また、女性に対する暴力をなくすため、中学生に対するデートDV防止講座やパープルリボン[※]での啓発を取り組んできました。

北上市のDV等を含めた女性に対する暴力の被害を未然に防ぐため、今後も啓発に力をいれる必要があります。

[※]パープルリボン：女性に対する暴力根絶の意識をなくしたいという意味をパープルリボンを身に着けたり、飾ったりすることで示します。

(2) 仕事と生活の調和の推進

固定的性別役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」という考え）に賛成しない人の割合は、平成26年は、平成22年と比較して約12%増加し、60.5%になりました。

しかし、家庭内の家事分担は、依然として女性が主として行う割合が多く、ライフスタイルに合わせ、男性の家事・育児・介護への参加を求められていま

す。各種子育て支援事業の継続、男性への意識啓発が必要です。

[表3]「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合（単位：％）

平成17年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
47.8	48.3	62.9	60.5

（資料：平成22年度以前は北上市男女共同参画アンケート、平成24年度以降は市民意識調査による）

仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）については、これまでホームページなどを使い、両立支援の啓発や情報提供を行ってきましたが、一般的には、依然として、ワーク・ライフ・バランスの認知度が低い状態です。今後は、企業へのより直接的な働きかけも必要とされています。

仕事との両立の難しさや、活動自体に興味がない人が多くなっていることを原因として、自治会など社会活動をしている人の割合も減少が続いています。働き方の見直しや、魅力的な地域づくり活動の推進が必要です。

(3) 男女がともに取り組むまちづくりの推進

政策方針決定の場における女性の参画の推進において、指標の一つとなる市の審議会等における女性の登用状況は、約24%と若干増加したものの、目標を達成することはできませんでした。

原因として、充て職による任命が多く、委員になる人が固定化しやすいことや、専門知識が必要な分野に女性が少ないことなどがあります。

また、平成27年に、女性活躍推進法が制定されました。この法律は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的として制定され、偏りなく、意見を反映させるため、今後も積極的な女性の登用が求められます。

[表4]女性がいる審議会の割合（単位：審議会、％）

	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成27年度
総数	29	30	27	27
うち女性がいる審議会数	24	24	23	25
割合	82.8	80.0	85.2	92.6

※地方自治法第202条の3に基づく審議会のうち、複数の地方公共団体が広域圏で設置する審議会を除く。

[表5]審議会等における女性委員の割合（単位：人、％）

	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成27年度
総 数	390	394	406	401
うち女性委員数	83	88	84	96
割 合	21.3	22.3	20.7	23.9

※地方自治法第202条の3に基づく審議会のうち、複数の地方公共団体が広域圏で設置する審議会を除く。

6 プランの基本的考え方

本プランでは、啓発活動に加え、より実践的な施策に力を入れて取り組みます。男女共同参画意識を啓発し、男女相互の理解を深め、「仕事と家庭・地域生活の調和」、「男女双方の視点に立ったまちづくりによる地域の課題解決と活性化」に重点を置き、男女共同参画と多様性社会の実現を目指します。